

一般社団法人 千葉県社会福祉士会
平成 28 年度 第 6 回理事会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 1 月 22 (日) 10:00~12:10

2. 場 所 塚本千葉第 5 ビル 3 階 事務局

3. 出席者 会長 渋沢
副会長 相澤、奥野、大浦
会員理事 (事務局次長・総務委員会 企画部会) 横林
(事務局次長・総合相談委員会) 竹嶋
(総務委員会 広報部会) 山口 (利)
(研修委員会) 浅見、神田、宮本
(ばあとなあ委員会) 小川
(司法福祉委員会) 川上
(災害対策委員会) 常陸谷
外部理事 池亀、西尾、田中、長谷川
監事 山口 (定)、岡本 (崇)
相談役 染野

4. 議題

(1) 会長と三役会からの報告

- イ) 平成 28 年度決算終了後からの会計事務所変更
- ロ) ささえあい制度見直しの進捗状況
- ハ) 法人後見監査
- ニ) 苦情申立て
- ホ) 倫理委員会規程の作成

(2) 各委員会報告事項に対する質疑

(事前資料によりご確認ください)

*司法福祉委員会よりマッチング事業の概要説明

(3) 議事

①三役会より

- イ) 規程第 14 号講師料等支払規程の変更
- ロ) 事務局員の増員
- ハ) 退会の対象者

②総会資料の確認

- イ) 議案第 1 号 平成 29 年度事業計画
- ロ) 議案第 2 号 平成 29 年度収支予算案
- ハ) 議案第 3 号 規則第 5 号負担金規則の変更

③各委員会からの議事

- イ) 司法福祉委員会・刑事司法ソーシャルワーカー名簿登録要綱

5. 議事録

○ 出席者及び資料の確認

- ・ 横林事務局次長より、今回は第6回理事会となる。

現在、理事会出席者20名。定款第34条により定足数に達しており、本理事会は成立すると報告。配布資料の確認。

(1) 渋沢会長から開会挨拶及び三役会報告

- ・ 今期決算修了後、次期より竹嶋事務局次長よりご紹介いただいた会計事務所へ契約変更する。現会計事務所にはすでに面談の上、会計事務所変更を通達し、ご了解いただいた。
- ・ ささえあい制度の見直しについて、意見交換会を行った。主にばあとなの方にご参加いただきて意見を伺った。今後は、ばあとなの中での運営へ移行予定である。現在の負担金残高については詳細決まり次第報告する予定である。又、負担金納付を中断するための規程追加を後程承認いただく。
- ・ 法人後見業務監査委員会開催に向けて、主担当者・副担当者と打ち合わせを行った。会として法人後見を行うことの社会的意義があることを改めて確認した。今後法人後見を行うにあたり、運営体制の詳細を決め進めていきたい。今年度は、2月末に法人後見業務監査委員会開催予定である。
- ・ 苦情申立案件について、日本社会福祉士会は審理を開始しないことを決定し、会と申立当事者に通知があった。今後は会として、会長・事務局長が対応していく。

○ 奥野副会長より

- ・ 倫理委員会規定作成についてはこのまま委員会規程に則したもので良いのかとの議論があり、倫理委員会規程が改めて必要ではないか。と考えている。現在は日本社会福祉士会の綱紀委員会に委託しているが、連合体となった今、それぞれの都道府県毎に規定を設けるよう言われているところである。各都道府県での規定にばらつきの無い様、3月開催予定の日本社会福祉士会総会で承認されるガイドラインを基に作成し、理事会に諮る予定である。

定款32条に基づき、渋沢会長が議長を務める。

(2) 各委員会報告事項に対する質疑

(総務委員会 広報部会)

説明 :

- ・ 「点と線第93号」同封物受付を、3月3日(金)を締切とする。

特集：子どもの支援、トピックス：「～こども食堂～in ちば」、三団体研修報告

(総務委員会 企画部会)

説明 :

- ・ 地域集会開催報告・資料の通り

12月11日(日)三団体連絡協議会を行った。議題についてまとめて説明する。

- ・ 社協センター建替え後、三団体が合同事務所として入居することのメリットを県社協に

働きかける。

- ・ 現在は社会福祉士会が事務を行っている三団体の事務について、持回りで出来ないかを検討中。
- ・ 現在の年1万円拠出を3万円に増額し、ワーキングに来ている方を含めて三団体から交通費支給が出来ないか、各団体持ち帰り検討中。

※三団体の「大規模災害時における情報共有と連携について（申入）」を当日資料として配布

(研修委員会)

説明：

- ・ 基礎研修来年度の日程のみ報告。講師の日程は追って確認調整となる。
- ・ 新たな研修として、「ファシリテーター研修」、「ワンアップ研修」を企画している。
- ・ 実習指導者フォローアップ研修について、今年度は申込人数が定員割れとなり開催を見送った。次年度は、早い時期（8月頃）の平日開催を目指す。

(ばあとなあ千葉)

説明：

- ・ 新規登録員研修を含め報告資料の通り、ご確認いただきたい。

(司法福祉委員会)

説明：

- ・ マッチング支援については、11月7日に1件有り、11月29日の弁護士会との協議会内容は、マッチング支援のフォローとなっている。
- ・ 弁護士会からの協議会ご出席の弁護士は、2・3名から多い時で5・6名である。

(災害対策委員会)

説明：

- ・ 熊本地震災害支援は終了したことでホームページのトップページを変更する。
- ・ 2月4日開催の災害研修について、若干の空きがあるので、ご参加お申込みいただきたい。

(松戸市受託事業)

説明：

- ・ 11月25日、次年度の契約に向けて松戸市生活支援課にて会長同席挨拶いただいた。
- ・ 支援員2名体制で頑張っている。報告は資料の通りである。

(総合相談委員会)

説明：

- ・ 「広がれ、こども食堂全国ツアーin ちば」について、みなさまのご協力・ご協賛により、定員を上回る大盛況であった。ご協力感謝いたします。

※「広がれ、こども食堂全国ツアーin ちば」新聞掲載及び開催当日写真を当日資料として配布

(三役会)

説明 :

- ・ 代議員不足の地域について推薦お願いしたく、代議員立候補名簿を理事会資料とした。
- ・ 三役より推薦者追加予定が本日判明したので、名簿整理後、改めて推薦お願いしたい。

(3) 議事

説明 :「広がれ、こども食堂全国ツアーコンソーシャルin ちば」の会場費について、

- ・ ささえあい制度利用申請、配分委員会を経て、第4回理事会（平成28年9月11日開催）にて承認いただいたが、負担金規則、第5条、配分委員会を確認したところ、「会員への弁償に充てる」とされており、ささえあい制度の見直しについての意見交換会（平成29年1月14日開催）や三役会でも、ささえあい制度利用では無く、予備費からの支出が妥当ではないかとの意見がまとまったところである。条文解釈については「会員個人への弁償に充てる」としての共通理解として認識いただき、先の理事会での支出承認取消について承認いただきたい。

→承認

※「ささえあい制度」（負担金および寄付金）へのご協力をお願いします!!（例年配布のチラシ）を当日資料として配布

説明 :事務局員増員について

- ・ 現在、事務局員は常勤2名、パート1名であるが、平成30年度より、日本社会福祉士会から会員管理全般が各県士会管理へ移行することが決定している。事前準備も兼ね、前倒しで事務局員増員の承認をいただきたい。会員管理移行による会費収入の増額は、平成30年度からであるため、平成29年度の事務局員増員は一時的に事務経費の割合を高くするが、単年度で解決するものである。

質疑 :

- ・ 会員管理移行後の会費収入増額も決まっており、以降年度からの増員で対応は大変であろうから、前倒しの増員で良いのではないか。
- ・ 松戸支援事業では、事業予算に事務局分は組み込まれてはいないが、請求管理事務処理、給与計算、担当理事や会長との連絡を繋ぐこと、実際に掛かる業務があることはわかっている。増員しても良いのではないか。

→承認

説明 :謝金規程について

- ・ 第2条3項に「本会の正会員が講演、講義を行った場合、必要に応じて講師料は減額することができる」とした。
- ・ 施行は、平成29年4月1日である。

※規程第14号講師料等支払規程新旧対照表を当日資料として配布

質疑 :

- ・ 改正案のままでは誰でも減額させることができてしまうように読み取れる。第4条2項の様に、「講師を招聘する担当理事が」を付け加えてはどうか。
- ・ いくらでも減額できるように読み取れる。下限を決めて示しつつの減額についての規定としてはどうか。

再度、次回理事会規程提出とする。

→継続

説明：退会について

- 年会費未納会員 3 名の退会について、別紙資料の通り、承認いただきたい。

→承認

説明：臨時総会資料（平成 29 年度事業計画および予算案）について

- 平成 29 年 3 月 12 日開催予定の平成 28 年度第 1 回臨時総会の資料印刷入稿期限が 1 月 30 日（月）であるため、承認いただきたい。
- 予算赤字については、先に承認いただいた事務局員増員のための人事費分である。平成 30 年度の会員管理移行に向けて会への会費収入増額前の事前対応であるための単年度赤字である。ご理解いただきたい。
- 承認に先立ち、過去、次年事業度計画において、公益法人移行を見据えるとなっており、今回も資料に入れたが、会として目指すことのメリットの有無についてみなさまのご意見を伺いたい。

質疑：

- 予算繰り入れをして初めから赤字としない方が良いのではないか。
- 単年度赤字だとしても、会として資産があることの資料を追加し、会員に不安を与えない資料にすべきではないか。総会に来られない会員への説明にもなるのではないか。
- 公益法人については、社団法人の時から次年度事業計画に入れ、何度も話し合ってきた。メリットについては、調べた限りではあるが、あまり無いのではないか。
- リーガルは公益法人であるが、仮に一件の不祥事が起きたまえば、再発防止案作成提出を求められ、会計処理についても担当者からとても大変だと聞いている。又、一旦公益認定されたら解散以外は辞める事は出来ない。
- リーガルの場合は事業目的がはっきりしているが、社士会の新規事業への取り組みを見ていると、社士会にとって、公益法人移行は大変さが勝り、そぐわないのではないか。

説明：

- 会計事務所にも、予算赤字が単年度であるので問題はないと確認出来ているが、第 4 回定期総会で資料添付した平成 27 年度決算時の「貸借対照表」及び「正味財産増減計算書」を追加し、説明文を添えて総会資料とする。
- 総会資料の次年度事業計画から「公益法人移行を見据える」を削除し、総会資料議案 1 号および 2 号とする。承認いただきたい。

→承認

説明：負担金規則の変更について

- ささえあい制度の見直しを諮る中で、今年度は一旦、負担金納付を中断するための規程追加を承認いただきたい。

質疑：

- 中断ではなく、減額という書き方でも良いのではないか。

説明

- 今回は、今年度のみの負担金納付を一旦止めるためだけのものである。規程の再度の見直

しについては、制度の整備と共に改めて整理し、みなさまにご承認いただく予定である。
規程の変更を議案 3 号とすることを承認いただきたい。

→承認

(司法福祉委員会)

説明：マッチング支援の流れについて

- 弁護士会より依頼書が事務局へ到着→司法福祉委員会マッチング支援担当者へ連絡→名簿登録者の中から推薦者を決定→依頼者（弁護士・本人・親族等）と契約→支援開始の流れであり、報酬は契約者より得ることになる。
- 現在名簿登録者 20 名くらい。名簿登録料を取ることも検討している。現在、名簿管理は委員長が担当している。
- 前回のご指摘を踏まえ、新たな名簿登録要綱を作成した。

質疑：

- 名簿登録要綱の第 3 条及び第 4 条について、削除や抹消の対象者であるにもかかわらず、活動中であると名簿からの削除や抹消から除外されてしまうのは、会員資格が無いのに活動出来てしまうことになり、まずいのではないか。
- 名簿登録要綱の第 4 条 1 項の正会員資格喪失について、正会員管理をする事務局に名簿が必要ではないか。

説明：

- 再度要綱整理し、次回理事会に議事資料として司法福祉委員長より報告する。

→継続

(ささえあい配分委員会)

説明：

- 第 3 回ささえあい制度配分委員会を開催した。委員会議事録記載の通り、4 件の配分を委員会として承認した。理事会承認いただきたい。

質疑：

- 市町村助成についての活動はしているのか。しているのであれば、却下された等の結果の記載も情報として記載願いたい。

説明：

- 今後、市町村助成等に対する活動の結果記載を検討する。今回の 4 件承認いただきたい。

→承認

※「ささえあい制度配分委員会 第 3 回 議事録」及び、配分委員会承認の 4 件についての資料を当日資料として配布

監事：

- 新旧対照表は見やすい様、条文は揃える方が良い。